

○羽島市水道事業給水条例施行規程

令和2年8月28日

水管規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、羽島市水道事業給水条例（昭和35年羽島市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(代理人の選定及び異動届)

第3条 給水装置の所有者は、条例第5条による代理人を選定又は異動したときは、代理人選定（異動）届（別記第1号様式）により水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出のあった代理人について不相当と認めた場合には、これを変更させることができる。

3 前項の規定により変更を命ぜられた場合の手続については、第1項の規定による。

(総代理人の選定)

第4条 条例第6条の給水装置の共用者は、条例に関する一切の事項を処理させるため総代1人を選定し、工事申込みと同時に総代選任（異動）届（別記第2号様式）により共用者が連署してこれを市長に届け出なければならない。総代人を変更したときも同様とする。

(工事の申込み)

第5条 条例第10条による工事の申込みは、給水装置新設申請書（別記第3号様式）及び給水装置（増設・改造・移設・変更・撤去）工事申請書（別記第4号様式）によるものとする。ただし、修繕工事であって急を要するものは、口頭により申込みをすることができる。

2 前項の規定により申込みした者は、申込み後6月以内に工事を施行しメーターを設置しなければならない。ただし、市長が認める場合は、これを延長することができる。

3 申込者が前項の期限内に工事を施行しなかった場合は、工事の申込みがなかつ

たものとすることができる。

(工事の施行)

第6条 条例第11条第1項により指定給水装置工事事業者が給水装置に関する工事を施行しようとするときは、給水装置新設申請書及び給水装置（増設・改造・移設・変更・撤去）工事申請書によりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(工事の届等)

第7条 給水装置工事を施行する者は、事前にその旨を市長に届出し、工事完了後直ちに給水台帳を提出し竣工検査を受けなければならない。分水工事のみを施行する場合も同様とする。

(メーターの設置基準)

第8条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 同一敷地内に1個とすること。ただし、メーターの個数分に対する分担金が納付されている場合は、その個数分のメーターを設置することができる。この場合において分水箇所は1箇所とする。
- (2) 配水管の分岐口径とメーターの口径は同一とすること。ただし、同一敷地内に複数のメーターを設置する場合は、メーターの数量に見合った配水管の分岐口径とする。
- (3) 口径75mm以上のメーターには逆流防止弁を申込者の負担で設置すること。
- (4) 口径50mm（ネジ式は除く）以上のメーターボックスは、小窓付（検針用）を使用すること。

(メーターの設置場所)

第9条 メーターは、次の各号に定める要件を満たす場所に設置しなければならない。

- (1) 配水管の分岐部分から最も近いこと。
- (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができること。
- (3) 衛生的で損傷のおそれがないこと。
- (4) 貯水槽及び増圧給水設備等が設置してある場合は、その装置の前側であること。

(給水装置の設置場所の変更)

第10条 保管者が給水装置の位置を変更したいときは、給水装置新設申請書又は給水装置（増設・改造・移設・変更・撤去）工事申請書により市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において新たな給水装置設置場所の選定は、市においてこれを行う。ただし、工事費は、申込者の負担とする。

（メーターの管理）

第11条 メーターの設置場所には、点検上障害を与えるような物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の事由により設置場所の変更を必要とする場合の位置の選定及び工事費は、前条第2項による。

（給水の開始又は中止の申込み）

第12条 給水の開始、中止又は廃止は、保管者からの申込みによりこれを行う。

2 前項の申込書は、給水装置使用（開始・中止・廃止）申請書（別記第5号様式）によるものとする。

3 第1項の場合において給水使用者が給水の申込みをする場合は、給水装置の所有者又は保管者の同意を得なければならない。

4 給水装置の所有者が給水の中止又は廃止の申込みをしようとする場合において、給水使用者が現存するときは、その者の同意を得なければならない。

5 給水装置の所有者又は使用者を変更したときは、給水装置（所有者・使用者）変更届（別記第6号様式）によるものとする。

（私設消火栓の使用申請）

第13条 演習のため私設消火栓を使用しようとする場合は、私設消火栓使用許可申請書（別記第7号様式）により市長に届け出てその許可を受けるとともに、市職員の立会いを求め必要な指示を受けなければならない。

2 火災のため私設消火栓を使用した場合の届出は、私設消火栓使用届（別記第8号様式）によるものとする。

（定例日）

第14条 条例第26条に規定する定例日は25日から翌月の5日までの間に設けるものとする。ただし、市長が別に定める場合を除く。

（給水装置の種別変更の申請）

第15条 給水装置の種別を変更しようとするときは、給水装置種別変更申請書（別

記第9号様式)により申請しなければならない。

(給水料金及び手数料の訂正)

第16条 給水料金及び手数料の徴収額に誤りがあるときは、翌月分の計算の際に訂正するものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第17条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次に掲げる管理基準に従い行うこと。

ア 水槽の掃除を1年に1回以上、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の左欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理の状況の検査は、1年に1回以上、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月14日から施行する。

この規程は、令和2年8月28日から施行する。